

権利関係②④ 「債権譲渡」



1. 債権譲渡とは？
2. 譲受人の債権行使の要件とは？

1. 債権譲渡とは、ある人に対する債権を他人に譲ること

＊譲り渡す人(旧債権者)～譲渡人

＊譲り受ける人(新債権者)～譲受人

原則：自由にできる。将来発生する債権も譲渡可能

例外：譲渡できない場合

①債権の性質上できないもの

②法律で禁止されているもの

③譲渡禁止の特約があるもの

特約に反して譲渡された債権譲渡は有効

但し、譲受人がその特約について悪意又は重大な過失があった場合は、債務者は債務の履行を拒むことができる

2. 譲受人の債権行使の要件

①債務者に対する対抗要件

＊ 債権の授受を債務者に対抗するためには

- ・ 債権者から債務者への通知
- ・ 債務者から債権者への承諾
- ・ 新債権者への承諾

} いずれかが必要

②債務者以外の第三者に対する対抗要件 二重譲渡がされた場合

一方の通知のみに確定日付あり	確定日付がある方が優先
双方の通知に確定日付あり	先に到達したほうが優先
確定日付ある通知が同時到着	優劣なし。両方とも請求可 債務者はどちらに支払ってもよい